解散命令書

○近畿運輸局公告

次に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年１月29日

近畿運輸局長　土屋　知省

１．京都介護福祉事業協同組合
京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町76番地アソベビル７階㈱アナック内

２．中央乗用自動車事業協同組合
兵庫県神戸市垂水区名谷町字春日手2267番地の１

３．和歌山県タクシー共済事業協同組合
和歌山県和歌山市湊1106番地の11

記

解散命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

【教示】　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内にしなければなりません。

なお、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由ない限り、この審査請求はできません。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立の手続きを経ずに、処分があったことを知った日から、６ヶ月以内に国を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。(処分があった日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を超えたときは、正当な理由がない限り、処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。)

いずれの場合も、郵送に要した日数は、上記の期間に算入されません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４０２７号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍長野県伊那市手良沢岡843番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日推定平成25年12月13日、出生の場所長野県上伊那郡手良村、出生年月日昭和26年11月12日、職業不明
被相続人　亡　黒川　和弘
長野県伊那市西町5047－３　伊那谷みずなら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　唐澤　拓夫
長野家庭裁判所伊那支部

平成２６年（家）第３０３３号
名古屋市名東区高間町274番地
申立人　後藤　久明
本籍名古屋市千種区末盛通５丁目19番地、最後の住所名古屋市千種区菊坂町１丁目７番地の１　パインエリゼ605号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成26年２月１日頃から10日頃までの間、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和33年１月８日、職業無職
被相続人　亡　後藤真奈美
事務所名古屋市中区栄３－１－１　広小路第一生命ビル４階　永井・江坂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　江坂　正光
名古屋家庭裁判所

平成２６年（家）第１１５０号
滋賀県守山市勝部３丁目４番40号
申立人　太田　智真
本籍兵庫県尼崎市御園町34番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町東名坂31番地、死亡の場所滋賀県甲賀市、死亡年月日平成25年５月６日、出生の場所鹿児島県薩摩郡下甑村、出生年月日昭和９年２月８日、職業無職
被相続人　亡　中村　豊正
事務所滋賀県守山市梅田町２番１－307号　かがり司法書士事務所
相続財産管理人　太田　智真
大津家庭裁判所

平成２６年（家）第４０３７号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍鹿児島県鹿児島市郡山町6452番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野15番地３、死亡の場所鹿児島県薩摩川内市、死亡年月日推定平成26年２月11日、出生の場所鹿児島県日置郡郡山村、出生年月日昭和30年８月10日、職業不詳
被相続人　亡　肥後　庄司
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3919番地440、事務所鹿児島市平之町９－33　牧野ビル304　弁護士法人南洲総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中園　貞宏
鹿児島家庭裁判所川内支部

平成２６年（家）第１３５号
鹿児島県鹿児島市泉町２番３号
申立人　鹿児島相互信用金庫
本籍鹿児島県肝属郡肝付町前田972番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成24年10月19日、出生の場所鹿児島県肝属郡高山町、出生年月日昭和17年６月23日、職業無職
被相続人　亡　馬場　喜己
事務所鹿児島県鹿屋市打馬１丁目13番４号　司法書士法人Ｌｅｇａｌ Ｆｌａｇ鹿屋事務所
相続財産管理人　祝原　竜太
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

平成２６年（家）第２８６号
岩手県盛岡市内丸10番１号
申立人　岩手県
本籍岩手県下閉伊郡船越村103番戸、最後の住所不明、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日昭和17年７月29日、出生の場所不明、出生年月日明治18年４月１日、職業不明
被相続人　亡　菊地　カル
事務所岩手県下閉伊郡山田町八幡町12番９号
相続財産管理人　貫洞　　厚
盛岡家庭裁判所宮古支部

平成２６年（家）第６４２号
仙台市青葉区川平２丁目22番16号
申立人　内田　幸雄
本籍宮城県大崎市古川東町５番地、最後の住所宮城県大崎市古川南町３丁目８番５号、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日平成23年９月７日、出生の場所宮城県古川市、出生年月日昭和12年11月28日、職業無職
被相続人　亡　千葉　勝雄
事務所宮城県大崎市古川駅南３丁目13番２号　小髙法律事務所
相続財産管理人　弁護士　冨田　成人
仙台家庭裁判所古川支部

平成２６年（家）第３８７号
群馬県前橋市新前橋町13番地の12
申立人　社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
本籍群馬県高崎市上小鳥町472番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成26年４月11日、出生の場所群馬県群馬郡長野村、出生年月日昭和４年10月16日、職業無職
被相続人　亡　原田　宮子
事務所群馬県前橋市天川原町１－７－５－101　柳澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柳澤　和良
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２６年（家）第１００２号
埼玉県所沢市小手指南６丁目14番地２
申立人　椿峰第12団地管理組合法人
本籍埼玉県所沢市大字山口5216番地２、最後の住所埼玉県所沢市大字山口5216番地の２105－１－511、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日平成24年９月13日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和９年１月１日、職業不明
被相続人　亡　伊達　俊一
事務所埼玉県所沢市くすのき台３丁目18番地の３　第２リングスビル５階　奥田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥田　圭一
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２６年（家）第１７４９号
千葉県佐倉市海隣寺町97番地
申立人　佐倉市長　蕨　　和雄
本籍千葉県成田市中台４丁目11番地24、最後の住所千葉県佐倉市春路１丁目７番地７、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日平成26年４月26日、出生の場所千葉県成田市、出生年月日昭和40年９月28日、職業不詳
被相続人　亡　根本　勝男
事務所千葉県千葉市中央区中央３丁目５番７号中央ハイツ７階　大島有紀子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大島有紀子
千葉家庭裁判所佐倉支部